

# 運転者以外にも、厳しい罰則があります！

**飲酒していることを知りながら**  
運転者の車に同乗したら、違反になります。

## ● 車両提供者への罰則

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

**車両提供者には、運転者と同じ処罰が与えられます。**

## ● 酒類の提供者・車両の同乗者への罰則

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

**酒類の提供者・車両の同乗者も処罰されます。**

## ハンドルキーパー運動に参加しましょう！

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで安全に送り届ける運動です。



**ハンドル  
キーパー**